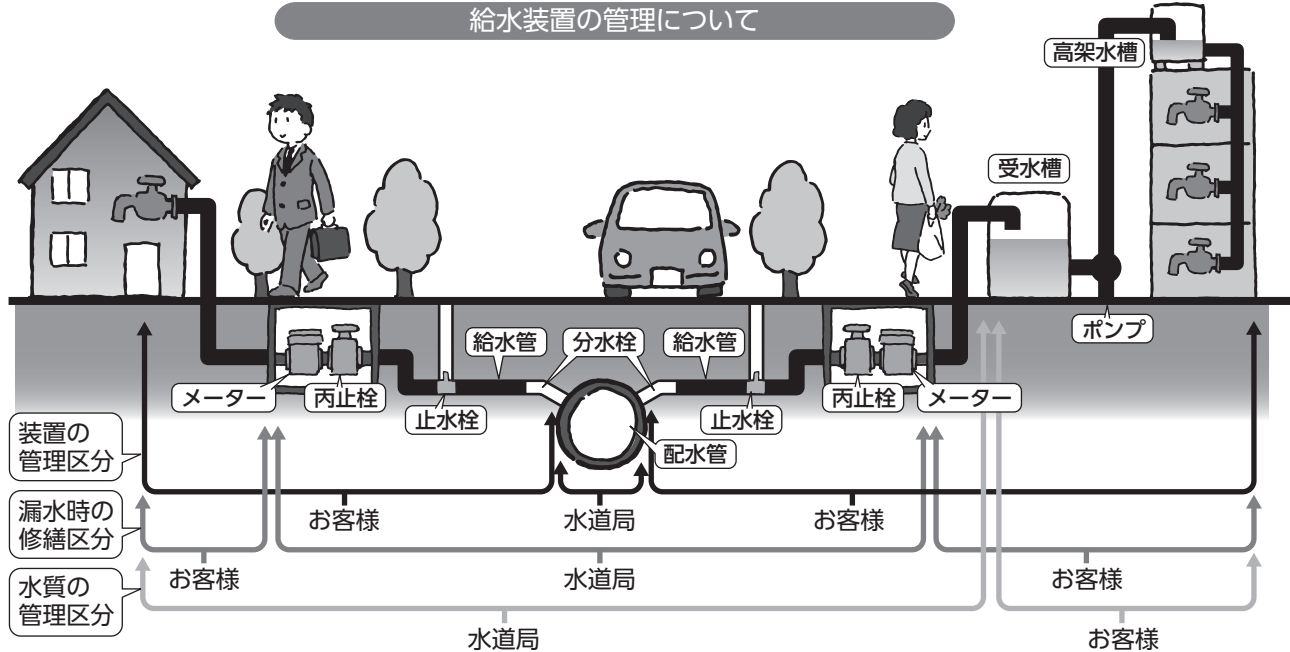


給水装置の管理について



漏水について

水道メーターまでの漏水は、有収率向上等の観点から、水道局が修繕を行います。漏水を発見した場合は、ご連絡をお願いいたします。

水道メーターよりお客様側の漏水は指定給水装置工事業者へ修繕を依頼してください。

受水槽の水質管理

受水槽所有のお客様は、適宜点検をお願いいたします。また、受水槽容量により、年1回の受水槽内の清掃や水質検査等が水道法で義務付けられています。

詳しくは工務課にお問い合わせください。